法律あ・ら・か・る・と 65

ファイル共有で身元を特定されてしまった！

東京リベルテ法律事務所　弁護士 鈴木 大輔

Ａさんは、コロナ流行の後は自宅勤務も多くなり、仕事の合間に自宅のパソコンでちょこちょこインターネットを見ていました。ところがある日突然、著名なプロバイダー業者Ｂ社から「発信者情報開示に係る意見照会書」という書面が自宅に郵送されてきました。そこには、「ある人物が特定のパソコンから某アニメ映画のデータをインターネットに発信したこと」「そのアニメ映画の著作権者Ｃ社がプロバイダー業者Ｂ社に対しその人物（つまりＡさん）の氏名、住所等の情報の開示を請求していること」「そのため、これらの情報を開示してよいかどうかについて１週間以内に意見を述べよ」といったことが記載されています。

Ａさんはビックリしましたが、一方で心当たりもありました。数カ月前、某ファイル共有ソフトを使ってアニメ映画を入手したことがあったのです。Ａさんは、しらばっくれられないと思い、回答用紙の「情報開示に同意する」の欄にマルをつけて返送しました。

１カ月ほど経ち、今度は、アニメ映画の著作権者Ｃ社の弁護士から「1000万円もの損害が出ている。賠償せよ」という内容の通知書が送られてきました。

Ａさんとしては、インターネットでアニメ映画をダウンロードして見ただけなのにという思いもあり、正に青天の霹靂です。

◆――解説

本件では、このアニメ映画の著作権者Ｃ社は、「○○監視システム」というソフトを用い、「データをインターネットで送受信した者のＩＰアドレス（インターネット上の住所のようなもの）」「送受信の日時」等の情報を収集していました。こうしたソフトによる調査は近時増えているようですが、怖いですね。

次に、著作権者Ｃ社は、このＩＰアドレス等の情報を元に、プロバイダー業者Ｂ社に対し、発信者情報（このＩＰアドレスに係る人物の氏名や住所等）の開示請求を行いました。「プロバイダー責任制限法」という法律によって、プロバイダー業者Ｂ社は、本人（Ａさん）の意見を聴いた上で、仮に本人が承諾しなくても同法の要件を充たす限りは、情報の開示をすることになります。

こうした過程を経て、最終的には、他人の著作物のデータを違法にインターネットに流した者は何処の誰か？ ということが明らかになってしまうわけです。

ところで、いわゆるファイル共有ソフトは、利用者が映画等のデータを入手（ダウンロード）するだけでなく、同時に、入手したデータを、自分から他人にも送信して提供することになるというところにその特徴があります。つまり、映画等の著作物のデータを、自分のパソコンからインターネットにばらまいたのと同様の結果になってしまうのです。当然ながらこれは、他人の著作権を侵害し、損害賠償といった事態になる可能性が出てくるわけです（著作権法）。

ファイル共有ソフトの利用者は映画等をダウンロードする時、分かりっこないだろうと気軽に考えるのでしょう。しかし、上記のとおり、最終的には身元も判明し、損害賠償請求までされるおそれは、割と現実的です。また最近は、上記のような著作権侵害の調査や損害賠償請求に積極的に取り組む会社も多くなってきているようです。違法ダウンロードは絶対にやめるべきでしょう。

Ａさんについては、弁護士に頼んで著作権者と交渉してもらい、30万円で示談することに成功しました。しかし、これはたまたまの結果ですし、それでも映画一本に30万円と考えると全く割に合わないですね。